



災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書

町田市（以下「甲」という。）と東京多摩葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、町田市において、地震等により大規模な災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、「町田市地域防災計画」に基づき、災害時等に多数の死者が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等を円滑に実施するため、甲が乙に要請する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時等に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力要請をするものとする。

- （1） 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- （2） 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の提供
- （3） 遺体搬送用寝台車、霊きゅう自動車等による遺体の搬送
- （4） その他、必要とする事項

（協力の実施）

第 3 条 乙は、甲の要請を受けたときは、連携の上その他の業務に優先して前条に掲げる業務を実施するものとする。

（報告）

第 4 条 乙は、甲の要請により第 2 条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第 5 条 甲は、乙が実施した第 2 条に掲げる業務にかかる経費を負担するものとする。ただし、市民等の要請による行為を行った場合に要した経費は、乙の負担とする。

2 甲が負担する経費の額は、災害発生時の直前における災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく基準額を参考として、甲、乙が協議し、決定するものとする。

（経費の請求）

第 6 条 乙は、業務が完了したときは、組合員の業務実績を集計し、甲にそれぞれ一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第 7 条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

（支援体制の整備）

第 8 条 乙は、災害時における円滑な棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力体制が図られるよう、全国広域応援体制、情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第 9 条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては町田市市民部市民課長、乙にあつては東京多摩葬祭業協同組合理事長とする。

（災害時の情報提供）

第 10 条 乙は、棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の活動中に確認した災害情報を積極的に災害対策本部に提供するものとする。

（実施細目）

第 11 条 この協定の実施に際し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

（防災訓練等への協力）

第 12 条 乙は、甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

（協定の有効期間）

第 13 条 この協定の期間は、締結の日から 2020 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲又は乙から有効期間満了 3 か月前までに相手方に対し、書面等による別段の意思表示がない場合は、この協定を 1 年間更新し、以後も同様とする。

（疑義等の解決）

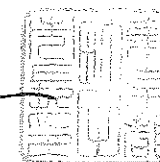
第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2020 年 1 月 29 日

甲 東京都町田市森野二丁目 2 番 2 2 号
町田市
町田市長

石坂 丈一



乙 東京都三鷹市上連雀二丁目 5 番 1 5 号
東京多摩葬祭業協同組合
理事長 小峰 敏夫

